

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める 意見書

近年の労働環境の大きな変化により、「ワーキングプア」、「ネットカフェ難民」等、新たな貧困や社会問題が広がっている。障害を抱える人々や社会とのつながりがつukれない若者等、働きたくても働けない人々の増大は、日本全体を覆う共通した課題である。

一方、NPOや協同組合、ボランティア団体等、様々な非営利団体は、地域の課題を地域住民自ら解決することを目指し事業展開している。こうした中で、参加者が協同で出資し、協同で経営し働く「協同労働の協同組合」が、働くことを通じて、人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す活動を続けており、社会問題解決の手段の一つとして、大変注目を集めている。

しかし、現在、この協同組合には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかる等の問題がある。

既に欧米では、資金と労働力を持ち寄り、参加者全員が経営者として働く、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されている。

誰もが希望と誇りを持ち、安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくり、人や社会とのつながりを感じる働き方を目指す「協同労働の協同組合」は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くことや生きることに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を開くものである。

よって、国におかれては、社会の実情を踏まえ、雇用・労働と地域活性化の課題解決の有力な制度として、「協同労働の協同組合法（仮称）」を速やかに制定されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月12日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣